

## 仕 様 書 (リース)

産業観光局農林振興室(木原・井上 電話 222-3351)

件名	貨物自動車リース (令和8年11月リース開始)
契約期間	令和8年11月1日～令和13年10月31日 (5年契約)
契約条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 納車 契約期間の初日から使用可能となるように納車すること。</li><li>2 支払方法 毎月均等払いとする。 ただし、端数が生じた場合は、初回支払分に含める。</li><li>3 期間満了後の物件の取扱い 業者引取り。</li><li>4 保守管理 (1,000 k m / 月程度)<ol style="list-style-type: none"><li>(1) タイヤ交換・保管 納車時に付属されているもの以外に、スタッドレス4本 (ホイール付)</li><li>(2) 車検 (定期点検整備及び継続検査)</li><li>(3) 点検整備 (6 カ月)</li><li>(4) 法定定期点検整備 (12 カ月、24 カ月)</li><li>(5) 通常消耗品 (バッテリー、エンジンオイル、ワイパー等)の交換費用(材料、工賃含む)</li><li>(6) 故障修理費用</li></ol></li><li>5 4以外でリース料に含まれる項目<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 自動車税 (リース期間中)</li><li>(2) 自動車重量税 (リース期間中)</li><li>(3) 自賠責保険 (リース期間中)</li><li>(4) 自動車リサイクル料金</li><li>(5) 登録納車費用</li><li>(6) 点検・故障時等の代車の費用</li><li>(7) タイヤ交換・車検・点検整備・法定定期点検整備時の農林振興室への引き取り及び納車費用</li></ol></li><li>6 その他 別紙 貨物自動車 (リース) 仕様書参照</li><li>7 京都市長期継続契約に係る特約事項 (予算が減額された場合等の途中解約)<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 京都市 (以下「甲」という。) は、翌年度以降において賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。</li><li>(2) 前項の規定により、甲がこの契約を解除した場合において、この契約の賃借料対象となった物件に係る契約者 (以下「乙」という。) の取得費用及び付随費用の合計額が、甲が乙に対して既に支払った賃借料を上回っていても、乙は、その差額を甲に請求することはできない。</li><li>(3) 乙は、前項に定めるもののほか、甲がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、甲に請求することはできない。</li></ol></li></ol>

注) 本仕様書について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。



第6条 納入場所は、産業観光局農林振興室とする。

第7条 保証及び責任確立

- (1) 納入後にメーカー指定範囲の故障及び損傷等が生じた場合は、事故及び過失の場合を除き、契約者が無償交換、修理又は改造等を行うこと。
- (2) 製作上の欠陥による故障及び損傷等については、契約者が使用期間中保証すること。
- (3) 整備上の所用部品は、契約期間中確保すること。

第8条 契約成立後は、契約者は直ちに産業観光局農林振興室に連絡し、納入時期、架装及び塗装等に関する事項の確認を行うこと。

第9条 タイヤ交換・車検・点検整備・法定定期点検整備時には、農林振興室への引き取り及び納車をすること。

第10条 本仕様書に疑義が生じた場合は、京都市の指示に従うこと。